

控

平成30年(ワ)第9681号 名誉棄損等請求事件

原告 吉井康雄

被告 学校法人大阪経済大学 外3名



準備書面 (6)

令和元年10月25日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御 中

原 告

吉 井 康 雄



はじめに

2019年10月17日の法廷で、以下の事由を申し渡される。

原告に対しては、被告大学の要望をもとに、

①原告準備書面(5)の30~31頁の表1~4を証拠として再提出せよ

②原告の証拠、甲85は原告の日記の抜粋のため、読みづらく、明瞭にせよ

被告大学に対しては、

③原告の準備書面(5)への認否をすること

④被告北村が共同不法行為者か否か、反論があればすること

①と②については、原告は、早急に裁判所に提出すること

③と④については、被告大学は2019年11月25日に裁判所に提出すること、なお、

原告には、12月9日着で原告の奈良県橿原市の現住所に郵送すること

原告は、12月9日に受理した被告大学の準備書面をもとに、12月23日までに準備書面を裁判所に提出すること

次回は、令和2年1月14日11時開廷予定とし、結審となる可能性がある

これにもとづき、原告は、①と②の手続きを以下の説明をもって、処理する。

1 原告準備書面（5）の30～31頁の表1～4の再提出について

表1は、原告が地位確認を求めた別件訴訟1の争点「特任教員任用規程（新規程）の任用要件を充たす定年退職者が特任申請をすれば、特任教員として任用されるという労使慣行が存在する」において、被告大学がこの労使慣行の存在を否定するために、里上教授が地位保全を求めた里上裁判の証拠「被告大学内の人事データを改ざんした虚偽データ（注：表2を指す）」にマスキングを施して、特任教員を申請しても採用されるとは限らない、すなわち、「労使慣行は存在しない」という虚偽事実を裁判所に提出し、その結果、「労使慣行は存在しない」という裁判官の誤判決の誘導に成功した、平成26年8月8日の被告大学準備書面（5）の証拠である。

表2は、マスキングした表1の元データで、2005年当時、元最高裁判事と聞かされていた外部理事の発言をもとに、新学期の始まる3月下旬に、井阪理事長および重森学長が里上教授の特任任用を取り消したため、地位保全を求めた里上裁判において、被告大学が裁判を有利に導くために提出した虚偽データである。これが虚偽であることは、里上教授をはじめ、里上教授を支援する元学長経験者らが立証している。

表3は、別件訴訟1の証拠で、マスキングを外した元データは表4である。

表4は、里上教授をはじめ、里上教授を支援する元学長経験者らが表2には虚偽があることを立証したことにより、被告大学が修正した表である。

なお、表1～4の表現は、特任教員任用規程（新規程）の趣旨に反しており、裁判官の誤判決を巧みに誘導している。この被告大学の悪意を粉碎する証拠が、別件訴訟1の大坂高裁に提出した証拠（甲26）で、井阪理事長および重森学長は、「（特任）人事における労使慣行は従前と変わりなく（存在する）」と合同教授会で表明されており、裁判官による判断の遺脱があったことは、再三、陳述するように、自明である。

ここにおいて、里上裁判および原告の別件訴訟1の裁判において、被告大学の代理人弁護士を務めた方は寺内則雄弁護士であり、虚偽事実であることを認知したうえで証拠としていることは、原告が里上裁判の情報を保有していないという前提での行動と推察され、情報の格差を利用した悪意があると、原告は強く表明する。

以上の説明のもとで、表1は甲86、表2は甲87、表3は甲88、表4は甲89

として、それぞれの証拠を提出する。

2 甲85の関連について

被告井形は、芦屋大学の非常勤講師の受け入れの際に、原告のホームページにより、区影響があったと、被告大学理事長である佐藤の陳述書（甲27、5頁）に記載されているが、これは重要な問題を提起している。

すなわち、多くの私立大学もそうであるが、非常勤講師の協力のもとで大学教育が成立している実態のもとで、原告は被告北村の偽計により、理事会の決定により、非常勤講師および客員研究員を辞めるように指示されている。

これが事実であることを示すために、甲85を証拠として提出したが、被告大学から日記の抜粋のため、判読し難いので、明瞭に示せとの指示により、日記の抜粋部分を活字化したものを甲90として提出する。なお、この被告北村の行為が事実であることを示すために、2つの証拠を呈示することにした。1つは、被告北村が原告に非常勤講師および客員研究員を辞めるように指示した日が、2000年5月12日であると、原告が確信をもって主張する原告の日記の抜粋、甲91である。今1つの証拠は、確かに原告が非常勤講師および客員研究員を辞したという証拠を示すために、原告の確定申告書Aの所得の内訳の箇所を、2001－2年と2004年を示しておく。

2001年には非常勤講師を務めた羽衣学園の収入はゼロになっている。

情報通信総合研究所での客員研究員の収入は2001年60万円が計上されているが、これは2001年1月から3月までの収入であり、2004年には情報通信総合研究所の名前がないことから、客員研究員を辞していることが立証される。

なお、原告が名誉棄損とすることは、羽衣学園からの非常勤を継続してほしいとの要望を頑なに断り、原告の立場を悪くして辞めざるを得なくなり、現在も気まずい思い、「立つ鳥跡を濁さず」の観点から、後悔が残っている。

このように原告の感情を貶め、かつ、非常勤講師および客員研究員を辞すように仕向ける被告大学の意図的な行為は原告の教育者・研究者としての社会的な立場を損なっており、被告井形のように非常勤講師を認める教員、原告のように認めない教員とする待遇は、原告の名誉を棄損する行為である、と強く主張するものである。

おわりに

「韓国検察、前法相妻を逮捕＝娘の不正入学疑惑で」が報じられている（2019年10月24日の時事ドットコムニュース）。

韓国の検察は、チョ・グク前法相の妻のチョン・ギョンシム韓国東洋大教授が、2012年9月、自身が籍を置く東洋大の総長から贈られたという表彰状を勝手に作成したとされる私文書偽造の罪で在宅起訴したという内容を含むニュースである。

被告北村と被告井形は、2012年9月28日の教授会で、原告に適用する特任教員任用規程を説明しているが、これは、特任教員任用規程（新規程）とは異なる内容で、明白な私文書偽造である（甲3）。同様に、経営学部のカリキュラム委員会規程は明文化されていないが、他学部のカリキュラム委員会規程（甲74）と同じ内容であると被告大学が陳述していることから、甲3のもとで、私文書偽造していることになる。

要約すると、韓国の検察は、2012年9月にチョン・ギョンシム韓国東洋大教授が表彰状を勝手に作成したという私文書偽造の罪で在宅起訴している。

原告のケースでは、「被控訴人井形および被控訴人池島の故意による共同不法行為」が確定している被告井形および被告池島と、彼らの首謀者である被告北村が、2012年9月28日の教授会で、特任教員任用規程（新規程）および経営学部のカリキュラム委員会規程の私文書を偽造している。

韓国の検察の動きと原告のケースは、極めて重要な事実関係の対比となる。

被告大学が如何に外部に対して影響力をもっていたとしても、法のもとでは公正に裁かれるべきである。

原告の名誉棄損訴訟は、被告大学の不法行為を明らかにし、広く社会にこの事実を公知することにより、類似の不法行為の再発防止に寄与するように役立てるべき訴訟であるということを明確にしておきたい。

以上